

研究委託契約又は試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

昭和48年10月15日

防衛庁長官 山 中 貞 則

研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令

改正 昭和49年3月8日庁訓第4号附則8  
昭和59年6月30日庁訓第37号  
平成13年1月6日庁訓第2号  
平成14年3月29日庁訓第42号  
平成18年7月28日庁訓第83号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成19年3月30日省訓第29号  
平成19年8月30日省訓第145号  
平成27年10月1日省訓第39号  
平成28年3月31日省訓第37号  
平成31年3月29日省訓第21号  
令和4年7月25日省訓第63号  
令和4年9月14日省訓第68号  
令和5年9月1日省訓第86号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省における研究委託契約若しくは研究委託性のある請負契約に基づく研究開発又は試作契約に基づく試作から得られる知的財産権の取扱いに関し必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究委託契約 自衛隊の装備品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。以下同じ。）についての技術的調査研究、考案、設計若しくは試験（次号において「技術的調査研究等」という。）又は自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究若しくは研究改善を委託するために締結する契約をいう。
- (2) 研究委託性のある請負契約 自衛隊の装備品等についての仕様変更を含む請負契約その他技術的調査研究等の要求事項を含む請負契約又は自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究の委託を含む請負契約をいう（次号に規定するものを除く。）。
- (3) 試作契約 装備品等を試みに製作するために、防衛装備庁において締結する契約をいう。
- (4) 技術資料 技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。
- (5) 知的財産権 知的財産に係る権利で、次に掲げるもの（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。
  - ア 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
  - イ 技術資料を利用及び処分する権利
- (6) 受託者 研究委託契約、研究委託性のある請負契約又は試作契約を締結した契約相手方をいう。

（知的財産権の取扱い）

第3条 防衛装備庁長官は、研究委託契約若しくは研究委託性のある請負契約に基づく研究開発又は試作契約に基づく試作から得られる知的財産権について、次の各号のいずれにも該当する場合には、受託者から譲り受けないことができる。

- (1) 当該契約に基づく研究開発又は試作から技術上の成果が得られた場合には、遅滞なく、防衛装備庁長官を通じ、防衛大臣にその旨を報告することを受託者が約すること。
- (2) 防衛省が、公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を防衛大臣及び防衛大臣の指定する者に許諾することを受託者が約すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められ

ない場合において、防衛大臣が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を第三者に許諾することを受託者が約すること。

- (4) 当該知的財産権の移転又は当該知的財産権の専用実施権その他の国内外において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下この号において「移転等」という。）をしようとするときは、あらかじめ国の承認を受けることを受託者が約すること。ただし、当該契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密その他防衛装備庁長官が指定する保護すべき情報をいう。次号において同じ。）が含まれない場合であって、かつ、次に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

ア 受託者の合併又は分割により移転する場合

イ 受託者であって株式会社であるものが、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に移転等をする場合

ウ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）又は同法第11条第1項の認定を受けた者に移転等をする場合

エ 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

- (5) 当該契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に、秘密等が含まれる場合は、契約に基づき、秘密等を適切に保護することを受託者が約すること。

（委任規定）

第4条 この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和48年10月15日から施行する。
- 2 研究委託契約又は試作契約に伴う工業所有権の取扱いに関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第32号）は、廃止する。
- 3 防衛庁所管国有特許権等の管理に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第2号）

の一部を次のように改正する。

第12条中「又は研究委託契約又は試作契約に伴う工業所有権の取扱いに関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第32号）別紙様式第2条第1項の規定」を「の規定により、又は研究委託契約又は試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）第3条の規定によりとられる措置」に改める。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第12条の規定は、旧研究委託契約又は試作契約に伴う工業所有権の取扱いに関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第32号）の定めるところにより締結した契約により国に帰属し、又は帰属することとなる特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利の管理について準用する。

附 則（昭和49年3月8日庁訓第4号）（抄）

1 この訓令は、昭和49年3月8日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日庁訓第42号）

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現に改正前の第3条の規定による措置をとった契約（当該契約が履行中のものに限る。）については、改正後の第3条の規定を適用することができる。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月30日省訓第29号）

1 この訓令は、平成19年3月30日から施行する。

2 技術研究本部長又は装備本部長は、この訓令による改正前の研究委託契約又は試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令第3条第1号の規定に基づき技術研究本部長又は装備本部長に報告された特許等に係る技術上の成果について、平成19年5月31日までに、防衛大臣に報告するものとする。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第37号）

この訓令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成31年3月29日省訓第21号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月25日省訓第63号）

この訓令は、令和4年7月25日から施行する。

附 則（令和4年9月14日省訓第68号）

この訓令は、令和4年9月14日から施行する。

附 則（令和5年9月1日省訓第86号）

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。